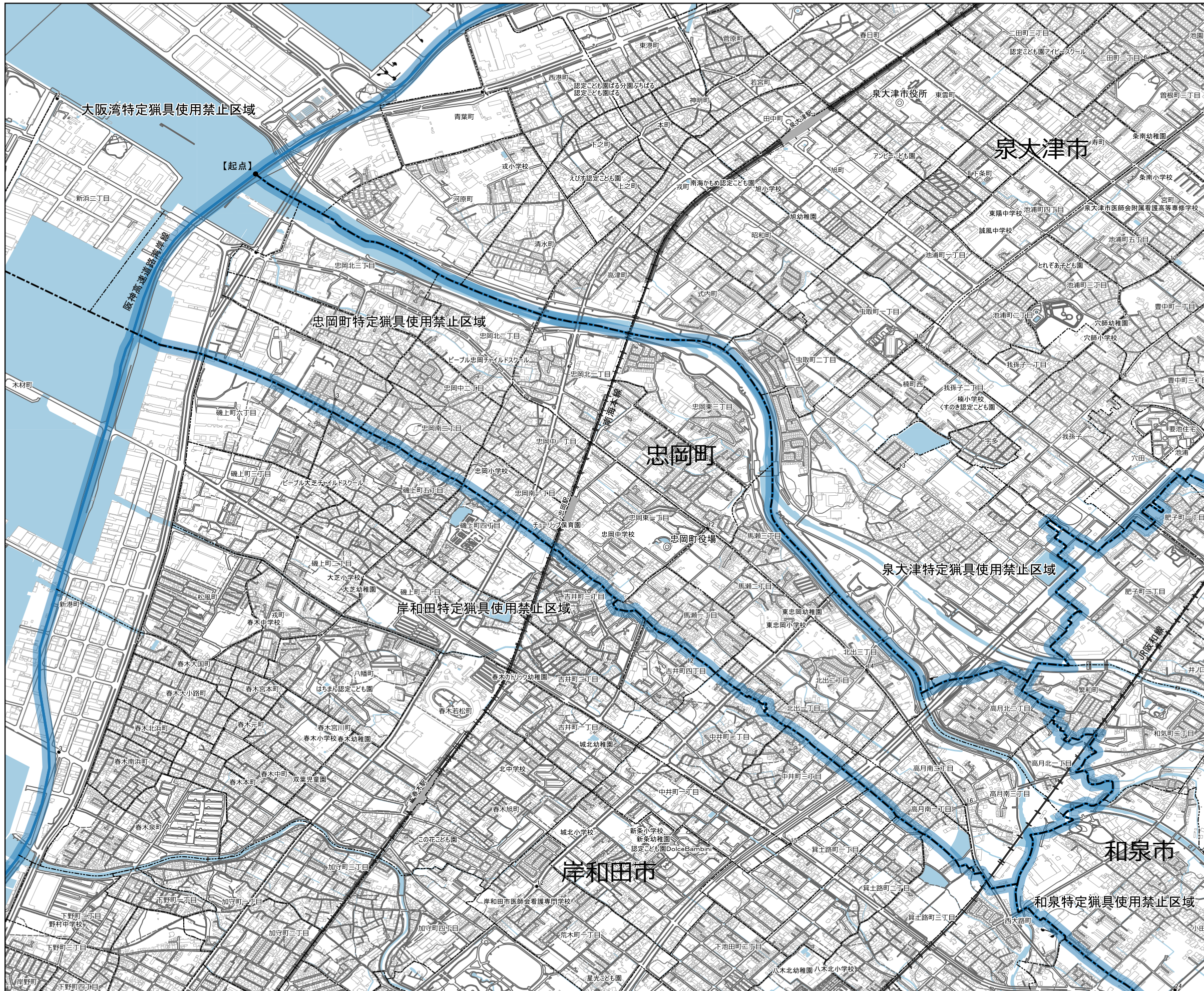


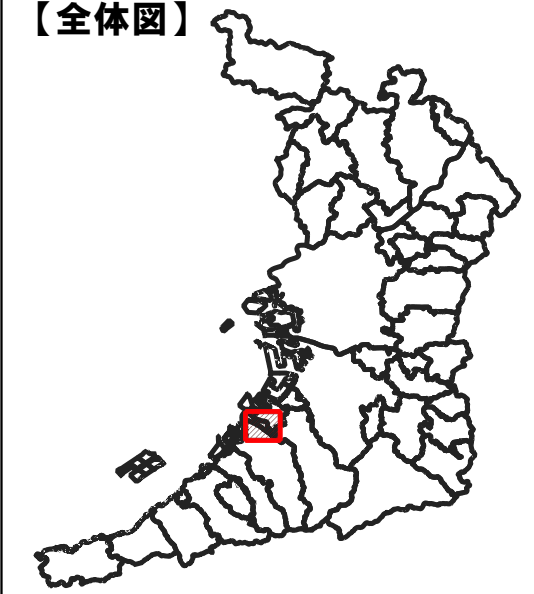
52 忠岡町特定猟具使用禁止区域

1:10000

0 250 500 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

阪神高速道路湾岸線と泉北郡忠岡町・泉大津市の境界線との交差点を起点とし、同境界線上を南東進し和泉市との境界線の交点に至る。同点より、泉北郡忠岡町・和泉市の境界線に沿って南進し、岸和田市との境界線に至る。その交点より、泉北郡忠岡町・岸和田市の境界線上を北西進し、阪神高速道路湾岸線との交点に至る。同点より、阪神高速道路湾岸線を北進し、起点に至る線で囲まれた泉北郡忠岡町の区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。